

報道関係者 各位

Press Release

令和元年11月1日

【照会先】

<雇用保険関係>

職業安定局 雇用保険課

課長 松本 圭

推進官 宮下 雅行

課長補佐 小林 孔

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 5135)

(直通電話) 03 (3502) 6771

< 労災保険関係>

労働基準局 労災管理課

課長 田中 仁志

課長補佐 小林 洋介

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 5591)

(直通電話) 03 (3502) 6292

<船員保険関係>

保険局 保険課

課長 姫野 泰啓

調整官 小泉 博明

(代表番号) 03(5253)1111(内線 3152)

追加給付の進捗状況について

毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことによる雇用保険等の追加給付については、平成31年2月4日に工程表を公表しました。 現在、以下のとおり進めており、概ね工程表どおりに進捗しています。

1 雇用保険を現に受給中の方で追加給付が発生する方の、過去分の追加給付については、 一部の方を除いて、対象となる方全員に対してお支払いを終えました。

雇用保険の基本手当等を過去に受給していた方の追加給付については、10月28日から対象となる方に順次お知らせを送付し、11月1日から順次お支払いを開始します。(別紙1参照)

2 労災保険を現に受給中の方で追加給付が発生する方の、過去分の追加給付については、 概ね事務処理を終えており、現在、厚生年金等との支給調整が必要な方について対応を 進めています。

労災保険を過去に受給していた方の追加給付については、休業補償は、8月28日から対象となる方に順次お知らせを開始し、9月27日から順次お支払いを開始しました。また、年金給付は、9月20日から対象となる方に順次お知らせを開始し、10月30日から順次お支払いを開始しました。(別紙1参照)

- 3 なお、各保険制度の追加給付の実績については別紙2のとおりです。
- 別紙1 追加給付のスケジュール
- 別紙 2 追加給付の実績

~追加給付に関するご注意~

雇用保険や労災保険の追加給付に関して、厚生労働本省、都道府県労働局、ハローワーク(公共職業安定所)、労働基準監督署以外から直接お電話や訪問をすることはありません。また、船員保険の追加給付に関して、全国健康保険協会または日本年金機構から直接お電話や訪問をすることはありません。不審な電話・訪問があった場合はご注意ください。

別紙1

以下のスケジュール(いずれも2019年)でお知らせやお支払いを順次実施すべく、準備を進める。

お知らせ開始時期

お支払い開始時期

現に給	雇用保険	3月18日~ 済 (一部の方の過去分は10月 <mark>28日</mark> ~)	将来分:3月18日~ 済 過去分:4月~ 済 (一部の方は11月1日~)
付を受け	労災保険 (労災年金)	将来分:4月24日~ <mark>済</mark> 過去分:5月23日~ <mark>済</mark> (一部の方は9月 <mark>27日</mark> ~)	将来分:6月14日~ (4~5月分) 過去分:6月14日~ 済 (一部の方は10月15日~)
けている	労災保険 (休業補償)	過去分:6月26日~ <mark>済</mark> (一部の方は7月 <mark>26日</mark> ~)	将来分:5月(4月分)~ <mark>済</mark> 過去分:7月5日~ <mark>済</mark> (一部の方は8月9日~)
方	船員保険	4月10日~ 済	4月15日~ 済

過
去
12
給
付
を
受
け
T

い

た方

雇用保険	育児休業給(付:8月8日~	11月1日~
	それ.以外	: 10月28日~	плп

労災保険 9月20日~	10月30日~
--------------------	---------

(労災年金)

労災保険 8月28日~ (一部の方は11月頃~) 9月27日~ (一部の方は12月頃~)

(休業補償)

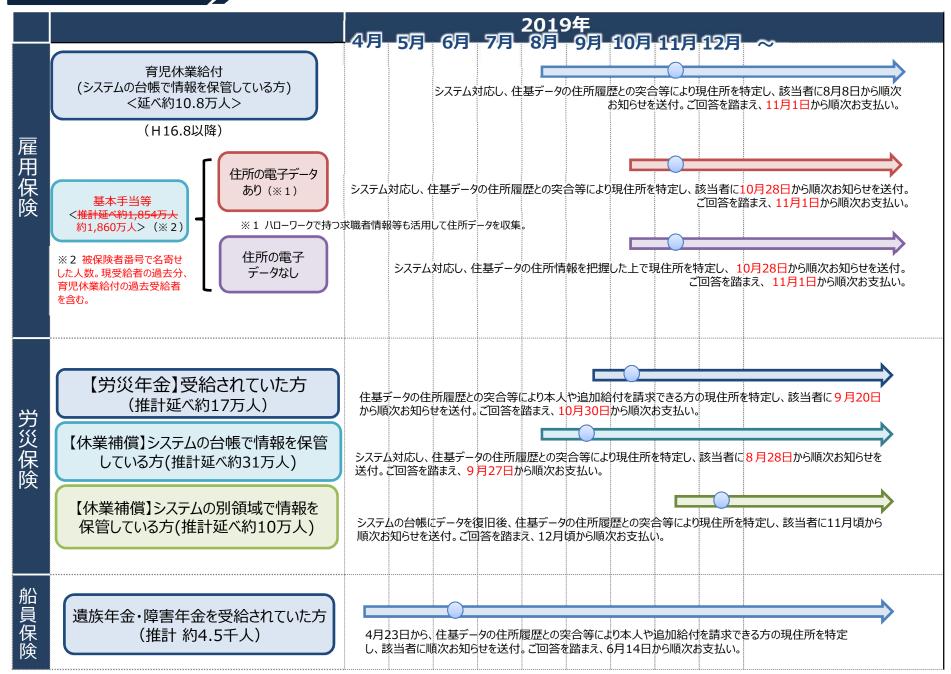
船員保険 4月23日~ 6月14日~

※将来分:今後支払われる給付について、改定した額でのお支払い 過去分:過去に受けた給付について、追加分をまとめてお支払い

雇用保険・労災保険・船員保険の追加給付のスケジュール

以下のスケジュールでの実施を目指し、準備を進める。

注)オレンジの欄は将来分、緑の欄は過去の追加給付分。推計値は、一部精査中。 現に給付を受けている方 2019年 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 ~ 3月18日以降分は 適正額でお支払い。 現に受給中の方 将来分については、3月18日から失業の認定の際等に説明。その後順次お支払い。 雇用保険 基本手当、育児休業給付、介護休業 給付等(※2)を現在受給中の方 過去の追加給付分については、3月18日から失業の認定の際等に説明。 (約20万人) その後、 $4 \sim 6$ 月にお支払い。 上記(※2)以外の給付に係る過去の追加給付分については、 上記(※2)以外の給付を受給中の方 10月28日から順次お知らせを送付。11月1日から順次お支払い。 【労災年金】現に受給中の方 (推計約22万人) ※3 将来分については、4月24日にお知らせを送付。6月14日(4~5月分年金)からお支払い。 ※3 再計算後のスライド率等の適用により、一部の方が追加給付の対象となる。 労災保険 (ア) 支給調整が不要な方 過去の追加給付分については、4月下旬までにシステム対応し、5月23日から順次お知らせを (約6.2万人) 送付。6月14日から順次お支払い。 (イ) 支給調整が必要な方 7月末を目途に厚生年金との調整などによる支払額への影響等を検証し、9月27日から順次お知 年金 らせを送付。10月15日から順次お支払い。 【休業補償】現に受給中の方 将来分については、5月(4月分の休業請求)から順次お支払い。 (ア) 支給調整が不要な方 過去の追加給付分については、5月下旬までにシステム対応し、6月26日から順次お知らせを (約0.8万人(延べ約4万人)) 送付。7月5日から順次お支払い。 6月末を目途に厚生年金との調整などによる支払額への影響等を検証し、7月26日から順次お知らせ (イ) 支給調整が必要な方 を送付。8月9日から順次お支払い。 船員保険 遺族年金・障害年金を現に受給中の方 4月10日にお知らせを送付。4月15日に過去の追加給付分を含めお支払い。 (約6.6千人) ※ 労災保険の上乗せ給付のみ受給している一部の方については、労災保険との調整次第順次 お支払い。 ※赤字は7/30以降の修正箇所



※受給している方が死亡した際に未支給の給付金を過去に受領した親族についても同様の対応を実施。

~ 工程表に基づき追加給付を開始した方に対するお支払いの状況 ~

1. 雇用保険

- 雇用保険を現に受給中の方で追加給付が発生する方については、
 - ▷ 3月18日以降分は、適正額でお支払いしています。
 - ▶ また、これらの方の過去分の追加給付(※) について、4月からお支払いを 開始し、対象となる約20.1万人の方全員に対してお支払い済みです。 (7月末日時点)
 - ※ 高年齢雇用継続給付を除きます。
 - ☆ このほか、過去に育児休業給付を受給していた方は8月8日から、その他の方は10月28日から、順次お知らせを送付し、11月1日から順次お支払いする予定です。

| 実績 | 約20.1万人 | 約20.1万人 (約7千万円) | 現に受給中の方で、 過去分の追加給付対象者 (7月末時点) | 7月末時点) | 7月末時点)

別紙2

2. 労災保険

- 労災保険を現に受給中の方 (昨年度以前から今年度にかけて受給したことのある方) については、 ▷ 4月請求分から、適下額でお支払いしています。
- 現に受給中の方の過去分の追加給付については概ね事務処理を終えており、
- ▶ 年金給付は、6月14日からお支払いを開始し、約12.5万人の方にお支払い (※1)済みです。
- ▶ 休業給付は、7月5日からお支払を開始し、約0.8万人の方にお支払い (※1) 済みです。
- 労災保険を過去に受給していた方の追加給付については、
- ▶ 年金給付は、10月30日からお支払いを開始し、約160人の方にお支払い (※1)済みです。
- ▶ 休業給付は、9月27日からお支払いを開始し、約1,200人の方にお支払い (※1)済みです。



- ※1 10月末日までに支払手続を行った人数。
- ※2 現に受給中の方、過去に受給した方のうち、10月末日時点で追加給付が確定した対象者。

3. 船員保険

- 船員保険を現に受給中の方(約6.6千人)の追加給付については、4月15日に対象者全員(※)に対してお支払い済みです。
 - ※ 労災保険の上乗せ給付のみを受給している一部の方を除きます。
- また、船員保険を過去に受給していた方の追加給付については、 6月14日の年金の支給からお支払いを開始し、約1,900人の方に お支払い (※) しています。
 - ※ 10月15日までに支払手続を行った人数。

